

ご遺族のためのガイドブック

令和6年度

ご遺族の方へ

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
ご遺族におかれましては、悲しみと先々のご不安もあるなか、
さまざまなお手続きが必要になってくることと存じます。
古河市では「ご遺族のためのガイドブック」を作成し、市役
所でのお手続きをまとめて案内する「おくやみサポートコー
ナー」を設置しております。
今後のみなさまのお手続きにお役立ていただければ幸いです。

おくやみサポートコーナーは【予約制】です。
詳しくは、本冊子の1ページをご確認ください。

古河市



市役所でのお手続きについて

1. 各担当課窓口でのお手続きについて

このガイドブックのチェックシートで該当する手続きをご確認いただき、下記【**手続場所**】の各担当課へ直接ご来庁ください。(該当項目が国民健康保険、後期高齢者医療保険、年金、介護保険のみの方やお急ぎの方は、各担当課でのお手続きをお勧めします)

※持ち物については、P 2 の持ち物、P 10 以降の各課の案内でご確認いただき、不明な点については各担当課へ直接お問い合わせください。

※該当項目が分からない方は、おくやみサポートコーナーをご予約ください。

【手続場所】

- ◎古河庁舎 国保年金課、収納課、市民税課、資産税課、市民総合窓口室、水道料金お客様センター
- ◎総和庁舎 市民総合窓口課 ②番・③番窓口
- ◎三和庁舎 市民総合窓口室 ②番窓口

2. おくやみサポートコーナーの利用について（完全予約制です）

①「おくやみサポートコーナー」をご予約ください

予約方法

- ◎電話予約 下記の「おくやみサポートコーナー」へお電話してください
予約先：総和庁舎市民総合窓口課 **電話 0280-92-3111（代表）**
予約受付時間 午前9時～12時、午後1時～5時（土日祝日及び年末年始を除く）
- ◎インターネット予約 24時間受付
こちらの二次元コードからお申込みください



利用時間

- ◎午前9時30分～ ◎午後3時00分～
※開設曜日については手続き先の窓口によって異なります
※予約の日は申込の日から5開庁日以降になります

- ②ご予約後に必要な持ち物についてこちらからご連絡します
 - ◎電話予約の方へはおくやみサポート担当から電話にてお知らせします
 - ◎インターネット予約の方へはメール又は電話にてお知らせします
- ③予約日に下記の申込窓口にご来庁ください
【おくやみサポートコーナー】
 - ◎総和庁舎市民総合窓口課（総和第二庁舎／1階3番窓口）
 - ◎古河庁舎市民総合窓口室（古河庁舎／1階10番窓口）
 - ◎三和庁舎市民総合窓口室（三和庁舎／1階2番窓口）

来庁時にお持ちいただくもの

こちらのガイドブックは必ずお持ちください。

◇来庁される方(ご遺族・ご親族)の持ち物

返還していただくもの(亡くなられた方が使用していたもの)

確認	内容	掲載ページ
1	国民健康保険被保険者証(世帯主の方が亡くなられた場合は世帯全員分)	P4-1
2	国民健康保険限度額認定証(世帯主の方が亡くなられた場合はお持ちの方全員分)《白》	P4-1
3	国民健康保険特定疾病療養受療証《白》	P4-1
4	後期高齢者医療被保険者証	P4-2
5	後期高齢者医療限度額認定証《黄色または青》	P4-2
6	後期高齢者医療特定疾病療養受療証《白》	P4-2
7	医療福祉費受給者証(マル福)《ピンク》	P4-3
8	介護保険被保険者証《黄色》	P5-9
9	介護保険負担割合証《緑》	P5-10
10	介護保険負担限度額認定証《白》	P5-10
11	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・自立支援医療受給者証	P6
12	その他	

ご用意いただくもの

確認	内容	掲載ページ
13	来庁される方の本人確認ができる書類 (運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード) ※顔写真付きのものがない場合は、2点必要(保険証・通帳・年金手帳・診察券等)	
14	相続人代表者の方の通帳と認め印(スタンプ印以外)	
15	新たな振替口座の預金通帳またはキャッシュカードと金融機関届出印(古河市内に支店のある金融機関) ※亡くなられた方の口座から振替していた市税等を他の方の口座から引き落とす場合	P18
	亡くなられた方が国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた場合は葬祭執行者の方に葬祭費の支給があります。	P14
16	会葬礼状 ※作成していない場合は、葬祭執行者の氏名が確認できる葬祭の領収書等	
17	葬祭執行者の方の通帳と認め印(スタンプ印以外) ※葬祭執行者以外の方への振込を希望する場合は、委任状が必要(P28)	

もくじ

チェックシート	4ページ
1-1. 死亡届について	10ページ
1-2. 死亡診断書の写しの請求について	11ページ
1-3. 外国籍の方の届け出について	13ページ
2-1. 健康保険における葬祭費について	14ページ
2-2. 医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方の手続きについて	14ページ
2-3. 年金の手続きについて	15ページ
3. 議員年金について	16ページ
4-1. 高齢者福祉サービスについて	16ページ
4-2. 介護保険について	16ページ
5-1. 市民税・県民税について	17ページ
5-2. 軽自動車税について	17ページ
6. 固定資産税・都市計画税について	17ページ
7. 市税の納付について	18ページ
8. 障がいのある方の手続きについて	18ページ
9. 亡くなられた方に子どもがいた場合の手続きについて	19ページ
10. 上下水道、農業集落排水の手続きについて	19ページ
11. 下水道受益者負担金の手続きについて	20ページ
12. 市営住宅の手続きについて	20ページ
13-1. 県民交通災害に加入していた	21ページ
13-2. 交通安全指導中に交通災害を受けた	21ページ
14. 古河駅東部土地区画整理事業地内に土地を所有していた	21ページ
15. 犬、猫を飼っていた	22ページ
16. 指定文化財を所有・管理していた	22ページ
17-1. 市役所外の手続きについて	23ページ
17-2. 農業者年金について	24ページ
18. 大切な人をなくされた方へ	25ページ
委任状	27ページ

チェックシート

区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
1 保険	<input type="checkbox"/> 国民健康保険に加入していた(または加入している家族がいる世帯主)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の返還 ・世帯主が変わったときは世帯員の被保険者証差替え ・葬祭費の請求(被保険者が死亡したとき) ・高額療養費口座振込依頼書の提出 ・保険税の納付または還付の案内 	国保年金課 (古河庁舎)
2 保険	<input type="checkbox"/> 後期高齢者医療制度に加入していた	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証、限度額認定証、特定疾病療養受療証等の返還 ・葬祭費支給申請 ・過誤納分保険料口座振込依頼書の提出 ・医療給付受領申請書の提出 	国保年金課 (古河庁舎)
3 医療	<input type="checkbox"/> 医療福祉費支給制度(マル福)を受給していた	<ul style="list-style-type: none"> ・受給者証の返還 ・償還分振込用口座の登録・変更 	国保年金課 (古河庁舎)
4 医療	<input type="checkbox"/> 18歳までの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育していた	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭の医療福祉費支給制度(マル福)のご案内 ・小児マル福の登録口座の変更 	国保年金課 (古河庁舎)
5 年金	<input type="checkbox"/> 年金(国民・厚生)加入中または受給していた	<ul style="list-style-type: none"> ・未支給年金請求 ・遺族基礎年金請求 ・遺族厚生年金請求 請求先は、加入していた年金によって異なります。	国保年金課 (古河庁舎)
6 年金	<input type="checkbox"/> 国民年金を納付していた方が受給せずに死亡した	<ul style="list-style-type: none"> ・寡婦年金請求 ・死亡一時金請求 	国保年金課 (古河庁舎)

	区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
7	議員年金	<input type="checkbox"/> 退職年金または遺族年金を受給していた	・遺族年金の請求または受給権消滅の手続き	議会事務局 (古河庁舎)
8	高齢福祉	<input type="checkbox"/> 高齢者福祉サービスを利用していた	<ul style="list-style-type: none"> ・給食サービス利用廃止届の提出 ・徘徊高齢者家族支援サービス費助成変更届出書の提出 ・家族介護用品支給事業利用変更(中止)届の提出 ・高齢者見守りサポート事業利用廃止届出書の提出 	高齢介護課 (健康の駅)
9	介護保険	<input type="checkbox"/> 介護保険に加入していた(65歳以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の返還 ・過誤納分保険料口座振込依頼書の提出 	高齢介護課 (健康の駅)
10	介護保険	<input type="checkbox"/> 要介護認定を受けていた	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証の返還 ・負担割合証の返還 ・負担限度額認定証の返還 	高齢介護課 (健康の駅)
11	介護保険	<input type="checkbox"/> 高額介護サービス費を受給していた	・高額介護サービス費口座振込先変更届	高齢介護課 (健康の駅)
12	税金	<input type="checkbox"/> 市・県民税を納付していた	・相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出	市民税課 (古河庁舎)
13	税金	<input type="checkbox"/> 軽自動車税を納付していた	・相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出	市民税課 (古河庁舎)
14	税金	<input type="checkbox"/> 古河市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有していた	・古河市ナンバーの廃車手続き、または名義変更手続き	市民税課 (古河庁舎)

区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
15 税金	<input type="checkbox"/> 古河市内に土地・家屋を所有していた	・相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出	資産税課 (古河庁舎)
16 税金	<input type="checkbox"/> 共有名義の固定資産を持っていてその代表者になっていた	・共有固定資産に係る納税義務者の代表者変更届の提出 (共有者名義人で決定後)	資産税課 (古河庁舎)
17 税金	<input type="checkbox"/> 未登記家屋を所有していた	・未登記家屋の所有者申告書の提出(相続人が確定した後)	資産税課 (古河庁舎)
18 税金	<input type="checkbox"/> 亡くなった方の口座から市税の振替をしていた	・市税の振替口座の変更または納付書の発行手続き	収納課 (古河庁舎)
19 障がい	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの手帳を所持していた ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・手帳の返還	障がい福祉課 (健康の駅)
20 障がい	<input type="checkbox"/> 次のいずれかを受給していた ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当	・受給資格者死亡届の提出	障がい福祉課 (健康の駅)
21 障がい	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の支給対象児童であった	・資格喪失届の提出	障がい福祉課 (健康の駅)
22 障がい	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当の受給者であった	・受給者死亡届の提出	障がい福祉課 (健康の駅)
23 障がい	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(精神通院)受給者証を所有していた	・受給者証の返還	障がい福祉課 (健康の駅)
24 障がい	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(更生医療)受給者証を所有していた	・受給者証の返還	障がい福祉課 (健康の駅)
25 障がい	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成医療)受給者証を所有していた	・受給者証の返還	障がい福祉課 (健康の駅)

区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
26 障がい	<input type="checkbox"/> いばらき身障者等用 駐車場利用証を所有 していた	駐車場利用証の返還	障がい福祉課 (健康の駅)
27 障がい	<input type="checkbox"/> 在宅心身障害児福 祉手当を受給して いた	受給資格喪失届の提出	障がい福祉課 (健康の駅)
28 障がい	<input type="checkbox"/> 15歳未満の身体障 害者(手帳所持)の保 護者であった	保護者の変更(記載事項変更届の提出)	障がい福祉課 (健康の駅)
29 障がい	<input type="checkbox"/> 療育手帳所持者の 保護者であった(年 齢不問、成人含む)	保護者の変更(記載事項変更届の提出)	障がい福祉課 (健康の駅)
30 障がい	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(精神 通院)受給者(18歳 未満)の保護者であ った	保護者の変更(記載事項変更届の提出)	障がい福祉課 (健康の駅)
31 障がい	<input type="checkbox"/> 自立支援医療(育成 医療)受給者の保護 者であった	保護者の変更(記載事項変更届の提出)	障がい福祉課 (健康の駅)
32 障がい	<input type="checkbox"/> 心身障害者扶養共 済制度において次 のいずれかに該当 している ・加入者 ・障がい者 ・年金管理者 ・年金受給権者	<ul style="list-style-type: none"> ・年金給付の請求 ・弔慰金の給付請求 ・年金管理者変更届の提出 ・年金給付対象者死亡届書の提出 	障がい福祉課 (健康の駅)
33 障がい	<input type="checkbox"/> 茨城県人工肛門ス トマ助成制度の対 象者であった	・取下書の提出	障がい福祉課 (健康の駅)

	区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
34	子ども	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブに通う子どもがいる	<ul style="list-style-type: none"> ・口座振替先の変更 ・児童クラブ登録内容変更届による保護者等の変更 	生涯学習課 (古河庁舎)
35	子ども	<input type="checkbox"/> 同居者に保育施設または幼児教育施設に通う(申請中を含む)子どもがいる(保育所・幼稚園・認定こども園・地域型保育施設)	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定申請事項変更届出書の提出 (亡くなられた方と子どもの続柄等により口座変更等の手続きが生じる場合があります) 	保育課 (総和庁舎)
36	子ども	<input type="checkbox"/> 同居者に施設等利用給付認定を受けて認可外保育施設や一時保育を利用している子どもがいる	<ul style="list-style-type: none"> ・給付認定変更届出書の提出 	保育課 (総和庁舎)
37	子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者であった	<ul style="list-style-type: none"> ・受給事由消滅届の提出 ・児童手当の未支払請求書の提出 ・新受給者での認定請求書の提出 	こども政策課 (総和庁舎)
38	子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当の受給者の配偶者である	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号変更等申出書の提出 	こども政策課 (総和庁舎)
39	子ども	<input type="checkbox"/> 児童手当の支給対象児童であった	<ul style="list-style-type: none"> ・額改定届または消滅届の提出 	こども政策課 (総和庁舎)
40	子ども	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当の受給者であった	<ul style="list-style-type: none"> ・未支払児童扶養手当請求書の提出 ・額改定届(減額)の提出 ・資格喪失届書の提出 	こども政策課 (総和庁舎)
41	子ども	<input type="checkbox"/> 18歳までの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育していた	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の案内 (遺族年金を受給される場合、児童扶養手当の額よりも少ない場合には、その差額分の手当が支給されます) 	こども政策課 (総和庁舎)

区分	亡くなられた方	必要な手続き	担当課
42 上下水道	<input type="checkbox"/> 上下水道、または農業集落排水の利用者であった	<ul style="list-style-type: none"> ・名義変更 ・振替口座の変更 ・井戸水利用による下水道、農業集落排水の使用人数の変更 ・休止届の提出 	水道料金お客様センター (古河庁舎)
43 下水道	<input type="checkbox"/> 受益者負担金を納付中であった	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者変更 ・振替口座の変更 	下水道課 (三和庁舎)
44 市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅の名義人であった	<ul style="list-style-type: none"> ○承継の権利を有する者が同居していない場合は次の書類が必要 ・市営住宅明渡し届の提出 ・相続人代表者指定届出書の提出 ○承継の権利を有する者が同居している場合は次の書類が必要 ・市営住宅承継入居申請書の提出 ・市営住宅同居者異動届の提出 	営繕住宅課 (三和庁舎)
45 市営住宅	<input type="checkbox"/> 市営住宅に同居していた	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅同居者異動届の提出 	営繕住宅課 (三和庁舎)
46 見舞金	<input type="checkbox"/> 県民交通災害共済加入中に起きた交通事故による死亡であること	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金の請求 	交通防犯課 (総和庁舎)
47 見舞金	<input type="checkbox"/> 交通指導に従事中(立哨活動中など)において交通災害を受けた	<ul style="list-style-type: none"> ・見舞金または葬祭料の請求 	交通防犯課 (総和庁舎)
48 区画整理内土地	<input type="checkbox"/> 古河駅東部土地区画整理地内に土地(従前地または保留地)を所有していた	<ul style="list-style-type: none"> ・相続発生との連絡 ・相続人確定後に所有権移転の届出書の提出 	区画整理課 (三和庁舎)
49 犬、猫	<input type="checkbox"/> 犬猫を飼っていた	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の変更届の提出 	環境課 (三和庁舎)
50 文化財	<input type="checkbox"/> 指定文化財の所有者	<ul style="list-style-type: none"> ・指定文化財の所有者変更手続き 	文化振興課 (古河庁舎)

1-1. 死亡届について

◇死亡届

死亡の事実を知った日から7日以内に届け出をしてください(国外で亡くなった場合はその事実を知った日から3カ月以内に届け出をしてください)。

戸籍に死亡の記載がされるまで日数がかかります。

※外国籍の方が日本国内で亡くなった場合も同様に死亡の届け出が必要です。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・同居の親族および同居していない親族
- ・同居者
- ・死亡地の家主・地主・家屋または土地の管理人・公設所の長
- ・成年後見人・保佐人・補助人・任意後見人・任意後見受任者
(登記事項証明書または裁判所の謄本の提出が必要です)

◇必要なもの

- ・死亡届(右半面の死亡診断書に、医師による署名のあるもの)1通
 - ・認め印(スタンプ印以外)
- ※国外で死亡した場合は、死亡証明書およびその訳文

◇埋火葬許可証

死亡届を受付した際にお渡しします。予約された火葬場名をお知らせください。

◇古河市に届け出をする場合

【平日(8:30～17:15)】

古河市役所総和・古河・三和庁舎の市民総合窓口課(室)

【夜間及び休日】

古河市役所総和・古河・三和庁舎の休日窓口

◇死亡の記載がされた戸籍謄本等の発行

戸籍に死亡の記載がされるまでにおおよそ以下の日数がかかります(土・日曜日、祝日を除く)。

- ・本籍地に届け出をした場合→おおむね7日
- ・本籍地以外に届け出をした場合→おおむね14日

※市町村間の都合により、上記の日数よりも長くかかる場合があります。

※大型連休および年末年始中の届け出の場合は、上記より日数がかかります。

※相続等の手続きには、相続人を確定させるため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要になることがあります。

遠方にお住まいの方や平日窓口への来庁が困難な方は、戸籍謄本等を郵便にて請求することができます。郵送請求により古河市で証明を発行できるのは、本籍地が古河市(旧古河市、総和町、三和町を含む)にある戸籍又は除籍等のみとなります。

なお、窓口請求では古河市が本籍地でない方につきましても、戸籍または除籍等の広域交付請求により証明を発行することができます。(一部発行できない証明もあります。)

請求できる方は、本人・配偶者・父母・祖父母・子・孫など直系血族の方になります。

その他の詳細事項やご用意いただく書類の確認は、古河市のホームページ又は市民総合窓口課・市民総合窓口室までお問い合わせください。

1-2. 死亡診断書の写しの請求について

生命保険金請求の添付書類として、死亡届書(診断書)の写し(記載事項証明書)が必要な場合があります、当該証明書の請求は、法令によるものに限定されます。

<請求できる保険の種類>

◇郵便局の簡易保険 ※民営化後に申し込みしたものは含まれません。

[平成19年9月30日までの契約のもの](100万円以下は必要なし)

◇遺族年金関係

- ・厚生年金
- ・地方公務員等共済組合
- ・国民年金
- ・私立学校教職員共済組合
- ・国家公務員等共済組合
- ・農林漁業団体職員共済組合

※その他法令で提出が義務付けられているもの

<請求できる人及び必要書類>

◆請求できる人

亡くなった方のご家族または親族（代理人の場合は委任状が必要です）

◆持参するもの

- ・ 認印
- ・ 保険証書
- ・ 来庁される方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※ 1機関につき、1通の交付になります

（注） 交付できるのは、古河市に死亡の届け出をした場合のみとなります。

（注） 保存年限により発行できない場合もあります。その他の詳細事項は古河市のホームページ又は市民総合窓口課・市民総合窓口室までお問い合わせください。

問い合わせ先

総和庁舎市民総合窓口課 市民係・戸籍係
古河市下大野 2248 TEL 0280-92-3111（代表）

古河庁舎市民総合窓口室 市民係
古河市長谷町 38 -18 TEL 0280-22-5111（代表）

三和庁舎市民総合窓口室 市民係
古河市仁連 2065 TEL 0280-76-1511（代表）

1-3. 外国籍の方の届け出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

- ・死亡の日から 14 日以内に、当該中長期在留者および特別永住者の親族や同居人は、在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書含む）を返納していただく必要があります。

○直接返納する場合

〒 310-0061 茨城県水戸市北見町 1-1 水戸法務総合庁舎 1 階
東京出入国在留管理局水戸出張所または最寄りの東京出入国在留管理局

○郵送により返納する場合

〒 135-0064 東京都江東区青梅 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階
東京出入国在留管理局おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

- ・亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」の方は、死亡の届け出から 14 日以内に出入国在留管理局への届け出が必要な場合があります。
(届け出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください)

問い合わせ先

東京出入国在留管理局水戸出張所 TEL 029-300-3601
または最寄りの東京出入国在留管理局

2-1. 健康保険における葬祭費について

古河市国民健康保険または茨城県後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなられたとき葬祭を行った方(葬祭執行者)が、葬祭費として5万円の支給を受けることができます。

◇申請に必要なもの

1. 会葬礼状または葬祭の領収書等(葬祭執行者の氏名が確認できるもの)
2. 葬祭執行者名義の通帳等(別名義の方へ振り込みする場合は委任状が必要)
3. 葬祭執行者、来庁される方の認め印(スタンプ印以外)
4. 手続きに来庁される方の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)
5. 亡くなられた方の被保険者証、限度額認定証等(お持ちの方のみ)

◇他市町村の被保険者の場合

お住いの市町村にお問い合わせください。また、社会保険等の被保険者であった方は健康保険組合(勤務先)等へのお問い合わせが必要になります。加入していた保険制度により支給額等は異なります。

◇医療費の償還払い等の名義人が亡くなられたとき

振込先変更の手続きが必要になります。相続人代表者の通帳・認め印をお持ちください。

2-2. 医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方の手続きについて

◇医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方が亡くなられたとき

医療費償還払いの振込先変更等の手続きが必要になることがあります。

◇18歳までの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方(父または母等)が亡くなられたとき

ひとり親家庭の医療福祉費助成の対象となる場合があります。

2-3. 年金の手続きについて

◇年金受給者が亡くなったとき

未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。なお、共済年金の方は、共済組合(勤務先)にお問い合わせください。

◇国民年金に加入中(国民年金第1号被保険者の方)または年金を受けずに亡くなったとき

寡婦年金、死亡一時金等の手続きが必要になることがあります。

問い合わせ先

国保年金課 国保係・医療係(後期高齢・医療福祉)・年金係
古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

下館年金事務所

筑西市菅谷 1720 TEL 0296-25-0829

MEMO

3. 議員年金について

◇退職年金または遺族年金の受給者が亡くなられたとき

- ・亡くなられた方が退職年金受給者の場合、遺族年金の請求または受給権消滅等の手続きが必要となります。
- ・亡くなられた方が遺族年金受給者の場合、受給権消滅等の手続きが必要となります。

問い合わせ先

議会事務局 総務係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

4-1. 高齢者福祉サービスについて

◇高齢者福祉サービスを利用されている方が亡くなられたとき

サービス利用廃止の手続きが必要になります。

4-2. 介護保険について

◇介護保険の被保険者が亡くなられたとき

- ・介護保険被保険者証等の返還
- ・介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続きが必要になることがあります。

問い合わせ先

高齢介護課 介護保険料係・給付係・福祉サービス係
健康の駅 古河市駒羽根 1501 TEL 0280-92-4921

5-1. 市民税・県民税について

◇1月2日以降に亡くなられたとき

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。前年中に一定額以上の所得があった場合、相続人に納税義務が承継されますので、相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出が必要になります。

5-2. 軽自動車税について

◇古河市ナンバーの原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車を所有されている方が亡くなられたとき

- ・名義変更や廃車の手続きが必要になりますので、ナンバープレート・標識交付証明書をお持ちください。
- ・名義変更や廃車の手続きが遅れる場合は、相続人代表者指定届兼現所有者申告書の提出が必要になります。

問い合わせ先

市民税課 市民税係・諸税係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

6. 固定資産税・都市計画税について

◇納税義務者が亡くなられたとき

- ・相続人に納税義務が承継されます(地方税法第9条)。納税通知書の受け取りや納税していただく方を決定するために、相続人の中から「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の提出が必要になります。
- ・「相続人代表者指定届兼現所有者申告書」の提出は、法的に相続を確定するものではありません。登記名義を変更するためには、法務局で相続登記を行う必要があります。
- ・複数名で固定資産を所有し、かつ納税通知書等を受け取る代表者となっている方が亡くなった場合は、「共有固定資産に係る納税義務者の代表者変更届」を提出してください。

問い合わせ先

資産税課 資産税係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

7. 市税の納付について

◇亡くなられた方の口座から市税の振替をしていたとき

- ・今後の納税について振替口座の変更または納付書発行の手続きが必要になります。
 - ◇引き続き口座振替を希望される場合は、変更する振替口座(古河市内に支店のある金融機関)の預金通帳またはキャッシュカードと金融機関届印をお持ちのうえ、手続きをしてください。
 - ◇納付書による納税を希望される場合は納付書をお渡しします。

問い合わせ先

収納課 管理係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

8. 障がいのある方の手続きについて

◇身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたとき

- ・手帳の返還
- ・亡くなられた方が障がいを事由とする手当を受給していた場合や障害者扶養共済制度加入者であった場合など、障がいに関する手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要になることがあります。

問い合わせ先

障がい福祉課 審査係

健康の駅 古河市駒羽根 1501 TEL 0280-92-4919

9. 亡くなられた方に子どもがいた場合の手続きについて

- ・亡くなられた方の同居者に、放課後児童クラブを利用している子どもがいる場合は、変更等に係る手続きが必要になります。(生涯学習課)
- ・亡くなられた方の同居者に、保育施設または幼児教育施設を利用している子どもがいる場合や、施設等利用給付認定を受けて、認可外保育施設や一時保育を利用している場合は、変更等に係る手続きが必要になります。(保育課)
- ・亡くなられた方が児童手当や児童扶養手当(ひとり親家庭の手当)を受給されている場合や、18歳までの子ども(18歳到達後最初の3月31日まで)を養育していた方(父または母等)が亡くなられ、児童扶養手当の支給対象者となる場合には、申請等に係る手続きが必要になります。(こども政策課)

問い合わせ先

生涯学習課 放課後児童係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

こども政策課 子育て手当係・保育課 入園給付係

総和庁舎 古河市下大野 2248 TEL 0280-92-3111 (代表)

10. 上下水道、農業集落排水の手続きについて

◇上下水道、または農業集落排水の利用者が亡くなられたとき

- ・使用者名義であった場合、名義変更の手続きが必要になります。
- ・口座振替をしていた場合、口座変更の手続きが必要になります。
- ・井戸水利用による下水道(農業集落排水)使用者であった場合、名義変更や使用人数の変更の手続きが必要になります。
- ・使用を休止する場合、休止届が必要になります。

問い合わせ先

水道料金お客様センター(受託事業者 (株)日本ウォーターテックス)

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-21-1065

11. 下水道受益者負担金の手続きについて

◇下水道受益者負担金を納付中である受益者が亡くなられたとき

- ・受益者の名義変更手続きが必要になります。
- ・口座振替をしていた場合、口座変更の手続きが必要になります。

問い合わせ先

下水道課 業務係

三和庁舎 古河市仁連 2065 TEL 0280-76-1511 (代表)

12. 市営住宅の手続きについて

◇市営住宅に入居している方が亡くなられたとき

- ・入居名義人が亡くなり、同居されている方がいる場合
名義を引き継ぐ手続き(承認入居申請)が必要になります。
- ・入居名義人が亡くなり、同居されている方がいない場合
住宅を明渡す手続きが必要になります。
- ・入居名義人以外が亡くなった場合
異動の手続きが必要になります。

※承継入居申請については、承認できない場合があります。承継できない場合、明渡しの手続きが必要になります。なお、亡くなった方によって、必要な手続きが異なります。

問い合わせ先

営繕住宅課 住宅政策係

三和庁舎 古河市仁連 2065 TEL 0280-76-1511 (代表)

13-1. 県民交通災害共済に加入していた

◇県民交通災害共済加入中に、交通事故により亡くなられたとき

- ・見舞金が支払われますので、請求手続きが必要になります。

13-2. 交通安全指導中に交通災害を受けた

◇職務によらず交通指導(立哨活動等)に従事中、交通事故により亡くなられたとき

- ・茨城県から見舞金または葬祭料が支払われる場合があります。

問い合わせ先

交通防犯課 交通政策係

総和庁舎 古河市下大野 2248 TEL 0280-92-3111 (代表)

14. 古河駅東部土地区画整理事業地内に土地を所有していた

◇古河駅東部土地区画整理事業地内の土地所有者が亡くなられたとき

- ・所有権移転等の手続きが必要になります。

問い合わせ先

区画整理課 換地係

三和庁舎 古河市仁連 2065 TEL 0280-76-1511 (代表)

15. 犬、猫を飼っていた

◇犬、猫を飼っていた方が亡くなられたとき

- ・別の方が飼う場合、登録内容変更の手続きが必要になります。
- ・犬については、市外で飼う場合、転出先の市町村で登録内容変更の手続きをしてください。

問い合わせ先

環境課 環境保全係

三和庁舎 古河市仁連 2065 TEL 0280-76-1511 (代表)

16. 指定文化財を所有・管理していた

◇国・県・市指定文化財を所有していた方が亡くなられたとき

- ・指定文化財の所有者の変更手続きが必要になります。

問い合わせ先

文化振興課 文化財保護係

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 TEL 0280-22-5111 (代表)

17-1. 市役所外の手続きについて

対 象	主な手続き	手続き先
普通自動車	自動車税	筑西合同庁舎 筑西県税事務所 (筑西市二木成 615) TEL 0296-24-9190
	名義変更または廃車	土浦自動車検査登録事務所 (土浦市卸町 2-1-3) TEL 050-5540-2018 Fax029-842-8113
自動二輪車 (125cc 超)	名義変更または廃車	土浦自動車検査登録事務所 (土浦市卸町 2-1-3) TEL 050-5540-2018 Fax029-842-8113
軽自動車	名義変更または廃車	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所 (つくば市島名字前野 3915) TEL 050-3816-3106
国税関係	所得税、相続税	古河税務署(古河市北町 5-2) TEL 0280-32-4161
相続放棄	相続放棄の申立て	水戸家庭裁判所 下妻支部(下妻市下妻乙 99) TEL 0296-43-7193
不動産の相続登記	土地・家屋の所有権 移転登記	水戸地方法務局 下妻支局(下妻市下妻乙 1300-1) TEL 0296-43-3935 (総務係)、3937 (登記係)
	令和6年4月1日から、 不動産を取得した相続人は、取得を知った 日から3年以内に相続登記の申請をしないと、10万円以下の 過料に処せられる可能性があります。	水戸地方法務局(下妻市下妻乙 1300-1) TFL0296-43-3937 (登記係)
県営住宅入居者	亡くなられた方により 手続きが異なります。	茨城県住宅管理センターつくばセンター (つくば市竹園 3-18-3) TEL 029-853-1370 FAX029-879-7701
運転免許証	免許証の返納	古河警察署(古河市旭町 1-1-23) TEL 0280-30-0110

対 象	主な手続き	手続き先
電気・ガス料金	名義変更・解約	各契約会社
NHK受信料	名義変更・解約	NHK ふれあいセンター ナビダイヤル Tel 0570-077077
固定電話携帯電話	名義変更・解約	各契約会社
クレジットカード	解約	各契約会社
生命保険等	保険の請求等	加入していた各保険会社代理店
預貯金口座等	口座凍結の解除	各金融機関等

17-2. 農業者年金について

◇農業者年金受給者が亡くなられたとき

年金受給者死亡届を提出してください。あわせて未支給年金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇農業者年金加入中の方が亡くなられたとき

一時金の請求等の手続きが必要になることがあります。

◇譲受後継者が亡くなられたとき

経営移譲年金受給者の後継者の方が亡くなった場合、年金受給者に関する手続きが必要になることがあります。

問い合わせ先

JA 茨城むつみ古河支店
古河市中田 1299 Tel 0280-48-1854

JA 茨城むつみ総和支店
古河市駒羽根 350-1 Tel 0280-92-0103

JA 茨城むつみ三和支店
古河市仁連 2074-1 Tel 0280-76-0017

18. 大切な人を亡くされた方へ

遺された人の苦しみや痛みを全て消すことは、なかなかできないことですが、つらい気持ちを少しでも癒す取り組みをご紹介します。

～市役所・保健所等の取り組み～

ご本人でなくても、ご家族等からのご相談もできます。お気軽にお問合せください。
なお、相談内容は秘密厳守となっておりますのでご安心ください。
精神科医師が対応します。

◇心の健康相談（予約制）※費用は無料です

相談日 月 1 回
実施時間 13:15～15:00
会場 総和福祉センター「健康の駅」
問合せ先 古河市役所 健康づくり課 TEL 0280-48-6883

◇精神保健相談（予約制）※費用は無料です

相談日 毎月 2 回（古河保健所に電話でご確認ください。）
実施時間 午後（古河保健所に電話でご確認ください。）
会場 古河保健所
問合せ先 古河保健所 TEL 0280-32-3068

◇茨城いのちの電話

いつでも・どこでも・どんな悩みでも、ひとりで悩まずに電話してください。

問合せ先 電話相談（原則 24 時間）
つくば:029-855-1000
水戸:029-350-1000
フリーダイヤル TEL 0120-783-556



（毎日 16:00～21:00 / 毎月 10 日は 8:00～翌日 8:00 までの 24 時間）

LINE 相談（第 1～第 4 日曜日 16:00～19:50/ 受付は 19:00 まで。
第 2 火曜日 12:00～15:50/ 受付は 15:00 まで）

（LINE ID） @ibaraki-inochi-sns

～自死遺族の自助グループの取り組み～

自死（自殺）で家族や身近な人を失った人たちの集いです。同じ経験をした人同志が出合い・語り合い・支え合う・わかちあいの会です。遺族だけで安心して話せる場です。

◇さざれの集い—茨城わかちあいの会—

日時 偶数月 第4日曜日 13:30～16:30
会場 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館
(茨城県総合福祉会館)
問合せ先 大森氏 TEL 090-2620-8671



◇自死遺族のつどいゆったりカフェ龍の会

日時 奇数月 最終土曜日 13:30～15:30
会場 龍ヶ崎市市民活動センター多目的室
問合せ先 南部氏 TEL 090-6519-3807

◇小山市ハナミズキ(自死遺族)の会※申し込み不要

日時 偶数月 原則 第3火曜日 午後2時から
場所 小山市役所
(小山市 HP でご確認の上、当日会場にお越しください。)
問合せ先 小山市役所 福祉総務課 0285-22-9629

問い合わせ先

福祉推進課

TEL 0280-92-5771

記入例

委任状

委任状を作成した日

年 月 日

手続きを依頼されて窓口に来る方

代理人住所 古河市長谷町 38-18

氏 名 古河 新一郎

生年月日 昭和・平成 45 年 3 月 3 日

上記の者を代理人に選任し、下記の事項を委任したのでお届けします。

記

依頼する手続きの内容

委任事項例

- 葬祭費支給の申請・受領に関すること
- 戸籍に関する証明書の交付申請、受領に関すること

手続きを依頼する方
お名前をご本人が署名してください

以上

委任者住所 古河市下大野 2248

氏 名 古河 一郎

印

生年月日 昭和・平成 15 年 10 月 10 日

委任状

年 月 日

代理人住所

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

上記の者を代理人に選任し、下記の事項を委任したのでお届けします。

記

以上

委任者住所

氏 名



生年月日 昭和・平成 年 月 日

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing, filling most of the page.

発 行 古河市
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2024年4月作成

庁舎のご案内

総和庁舎 古河市下大野 2248 (代表) 0280-92-3111

古河庁舎 古河市長谷町 38-18 (代表) 0280-22-5111

三和庁舎 古河市仁連 2065 (代表) 0280-76-1511